労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、健康保険病院労働組合から、雇用の維持等の要求に関して、平成21年10月15日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、宮城県、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成21年10月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北海道	札幌社会保険総合病院、北海道社会保険病院及び北海道社会保険介護老人保健施設
宮城県	仙台社会保険病院、東北厚生年金病院、宮城社会保険病院及び宮城社会保険介護老人保健施設
秋田県	秋田社会保険病院及び秋田社会保険介護老人保健施設
福島県	社会保険二本松病院及び二本松社会保険介護老人保健施設
栃木県	宇都宮社会保険病院及び宇都宮社会保険介護老人保健施設
群馬県	社会保険群馬中央総合病院及び群馬社会保険介護老人保健施設
埼玉県	社会保険大宮総合病院、埼玉社会保険病院及び埼玉社会保険介護老人保健施設
千葉県	千葉社会保険病院及び千葉社会保険介護老人保健施設
東京都	城東社会保険病院、城東社会保険介護老人保健施設、社会保険中央総合病院及び社会保険蒲田総合病院
神奈川県	川崎社会保険病院、川崎社会保険介護老人保健施設、社会保険横浜中央病院及び社会保険相模野病院
石川県	金沢社会保険病院及び金沢社会保険介護老人保健施設
福井県	福井社会保険病院、福井社会保険介護老人保健施設、社会保険高浜病院及び高浜社会保険介護老人保健施設
山梨県	社会保険鰍沢病院及び鰍沢社会保険介護老人保健施設
静岡県	三島社会保険病院、三島社会保険介護老人保健施設、社会保険桜ヶ丘総合病院及び社会保険浜松病院
愛知県	社会保険中京病院及び中京社会保険介護老人保健施設
三重県	四日市社会保険病院及び四日市社会保険介護老人保健施設
滋賀県	社会保険滋賀病院及び滋賀社会保険介護老人保健施設
京都府	社会保険京都病院
大阪府	星ヶ丘厚生年金病院
兵庫県	社会保険神戸中央病院、神戸社会保険介護老人保健施設及び社会保険神戸中央病院付属ハーバーランド健康管理クリニック
奈良県	奈良社会保険病院
山口県	社会保険下関厚生病院及び下関社会保険介護老人保健施設
徳島県	健康保険鳴門病院
愛媛県	宇和島社会保険病院及び宇和島社会保険介護老人保健施設
高知県	厚生年金高知リハビリテーション病院
福岡県	健康保険直方中央病院、社会保険久留米第一病院及び久留米社会保険介護老人保健施設
熊本県	健康保険八代総合病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国労災病院労働組合から、年末一時金等の要求に関して、平成21年10月12日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、宮城県、秋田県、福島県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県及び熊本県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成21年10月９日

厚生労働大臣　長妻　　昭

別表

北海道	釧路労災病院及び北海道中央労災病院せき損センター
青森県	青森労災病院
宮城県	東北労災病院
秋田県	秋田労災病院
福島県	福島労災病院
千葉県	千葉労災病院
東京都	東京労災病院
神奈川県	関東労災病院及び横浜労災病院
富山県	富山労災病院
静岡県	浜松労災病院
愛知県	中部労災病院及び旭労災病院
大阪府	大阪労災病院
兵庫県	関西労災病院
和歌山県	和歌山労災病院
鳥取県	山陰労災病院
岡山県	岡山労災病院及び吉備高原医療リハビリテーションセンター
広島県	中国労災病院
山口県	山口労災病院
香川県	香川労災病院
愛媛県	愛媛労災病院
福岡県	九州労災病院及び九州労災病院門司メディカルセンター
長崎県	長崎労災病院
熊本県	熊本労災病院

国家試験

気象予報士試験の実施

気象業務法（昭和27年法律第165号）第24条の２の規定に基づき実施する第33回気象予報士試験を次のとおり公告します。

なお、この試験の実施に関する事務は、気象業務法第24条の５第１項の規定により指定を受けた財団法人気象業務支援センター（以下「支援センター」という）に行わせます。

平成21年10月９日

気象庁長官　櫻井　邦雄

１　試験期日　平成22年１月24日（日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、大阪府、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　予報業務に関する一般知識（大気の構造、大気の熱力学、降水過程、大気における放射、大気の力学、気象現象、気候の変動、気象業務法その他の気象業務に関する法規）、予報業務に関する専門知識（観測の成果の利用、数値予報、短期・中期予報、長期予報、局地予報、短時間予報、気象災害、予想の精度の評価、気象の予想の応用）、気象概況及びその変動の把握、局地的な気象の予想、台風等緊急時における対応

４　受験資格　受験資格の制限はありません。

５　受験手続

⑴　受験に関する書類

ア　受験申請書　気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第16条第２項の規定により支援センターが定める受験申請書に所定の事項を記入して提出して下さい。受験申請書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない方は、外国人登録原票）に記載されている文字を使用して下さい。

イ　写真　申請前６月以内に脱帽して正面から無背景で撮影した上三分身の縦５センチメートル、横4.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載し、支援センターにおいて交付する受験者整理票に貼り付けた上、同整理票に所定の事項を記入して、受験申請書とともに提出して下さい。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成21年11月９日（月）から11月27日（金）までに支援センターに提出して下さい。

イ　受験に関する書類の提出は、直接持参又は郵送（特定記録郵便）によるものとします。

ウ　直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前10時から午後４時までです。

エ　郵送による場合は、アの期間の消印のあるものに限り受け付けます。

オ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めません。

⑶　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円です。

イ　試験手数料を支援センターに直接持参するか、支援センターの指定する銀行口座に振り込んで下さい。

ウ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しません。

⑷　受験票の交付　受験票は、平成22年１月４日（月）から１月８日（金）の間に投函し郵送により交付します。

６　合格者の発表及び試験結果の通知　試験の合格者の氏名を平成22年３月５日（金）に気象庁、試験地に所在する管区気象台及び沖縄気象台並びに支援センターに掲示して発表するとともに、合格者に郵送（配達日指定郵便）により合格証明書を交付します。また、不合格者及び一部科目の合格者には、同日、郵送（配達日指定郵便）により試験結果通知書を交付します。

７　試験に関する照会先　財団法人気象業務支援センター　郵便番号101―0054　東京都千代田区神田錦町３―17東ネンビル　電話番号03―5281―0440